

感染防止の啓発について

緊急事態宣言の期間の延長を受けて、感染防止の啓発の一環として実施している防災無線による広報及び、区役所広報車による広報宣伝について次のとおり見直すこととします。

<防災スピーカー>

○ 放送時間

11時 16時の1日2回とする。(現行9時、13時、17時の1日3回)

○ 放送内容

「こちらは堺市です。緊急事態宣言の期間が延長されました。引き続き外出を控え、人との接触を避けましょう。」

<広報車>

○ 放送内容

「こちらは堺市です。緊急事態宣言が延長されました。買い物は回数を控え、少人数で行きましょう。公園の長時間利用、大人数での運動や活動は控えましょう。」